

仕様書番号	3016
作成年月日	令和3年 5月31日
作 成 者	防衛技官 川島 英郁

(3) 燃料地下タンク埋設管等気密検査役務

件 名	(3) 燃料地下タンク埋設管等気密検査及び清掃役務		
図 面	表紙	縮 尺	—
高田駐屯地業務隊管理科			図面番号 1/6

共通仕様書

1 総則

本役務の仕様は、共通仕様書、特記仕様書、設計図に記載してある事項、監督官の指示事項及び国土交通省大臣官房営繕部監修の建築保全業務共通仕様書最新版並びに関係規則を順守する。

2 軽微な変更

現場の收まり、取り合せ等のための軽微な変更は、監督官と協議の上、その指示に従う。

3 使用材料

- (1) 仮設用材料以外の使用材料は全て新品とし、監督官の検査を受け、合格した物を使用する。ただし、検査に合格した材料であっても、使用時に監督官が変質又は不良品と認めたものは使用してはならない。
- (2) 使用材料は、日本工業規格及び日本農林規格等を基準とし、これらの規格の制定ないものについては、監督官の指示を受ける。

4 水道電気料等の使用

本役務に関わる水道電気料等は、請負者において負担する。支払いについては駐屯地会計部局から求める金額を、期日までに納入すること。

5 諸法規等の順守

請負者は労働安全衛生法、職業安定法、失業保険法、労働者災害保険法及び各関係付属法規並びに工事に関する諸法規、自衛隊の規定を順守し、役務の円滑なる進捗を図る。

6 発生材等の処置

本役務により発生した金属類は発生材調書により官側へ引継ぐものとし、監督官の指示する場所に集積する。それ以外の発生材については、特記による。

7 完了検査

本役務が完了したならば、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとし、その結果、不合格箇所があった場合、請負者の負担において手直しを行い、再検査を受ける。

8 現場管理

- (1) 現場での作業員の監督・風紀衛生の取り締まり、火災及び盗難並びにその他事故防止について、請負者は責任を持って十分な注意を払う。
- (2) 現場においては、常に諸材料その他の整理及び清掃を行う。
- (3) 作業箇所及びその周辺にある地上、地下の既設工作物に対しては、作業に伴う損傷を及ぼさないよう十分な防護工作を施す。万一、損傷を与えた場合には、請負者の負担において補修又は原形に復する他、それに伴う損害を補償する。

9 安全管理

- (1) 請負者は、常に作業の安全に留意し、安全管理に万全を期する。
- (2) 作業員は、作業中において安全帽を着用し、高所作業の場合にあっては、命綱をとる等、適宜な措置を講じなければならない。

10 火気の使用

現場で火気を使用する場合（溶接作業を含む）は、必要な手続きを行い、許可された後に使用する。

11 工程表及び役務計画

請負者は、作業前に工程表を監督官へ提出し、作業順序及び役務計画について承認を得る。

12 提出書類

請負者は、提出書類・申請等について官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官へ提出する。

13 写真撮影

請負者は、作業前、作業中、作業後及び作業後に隠蔽となる箇所並びに材料検査等の状況を撮影し、写真帳に整理の上、監督官へ提出する。

件名	(3) 燃料地下タンク埋設管等気密検査役務		
図面	共通仕様書	縮尺	-
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	2/6

特記仕様書

1 役務件名

(3)燃料地下タンク埋設管等気密検査役務

2 役務場所

新潟県上越市南城町3丁目7番1号 陸上自衛隊高田駐屯地

3 役務概要

65KL及び85KL燃料地下タンク（各1基、計2基）気相部・液相部・埋設配管の気密検査

12KL燃料地下タンク（1基）埋設配管の気密検査

4 役務仕様

(1) 燃料地下タンク仕様

既設燃料地下タンクの仕様は、以下のとおりとする。

ア 12KL燃料地下タンク

(ア) タンク種別：二重外殻タンク

(イ) 燃料種別：A重油

(ウ) 残油量：3KL程度

(エ) 設置場所：85号建物

イ 65KL燃料地下タンク

(ア) タンク種別：地下貯蔵タンク

(イ) 燃料種別：A重油

(ウ) 残油量：30KL程度

(エ) 設置場所：18号建物

ウ 85KL燃料地下タンク

(ア) タンク種別：地下貯蔵タンク

(イ) 燃料種別：A重油

(ウ) 残油量：40KL程度

(エ) 設置場所：18号建物

(2) 検査実施日

請負者は、各燃料地下タンク埋設管等の気密検査を以下に示す期限内で実施するものとし、細部日程は監督官と協議する。

ア 12KL燃料地下タンク：令和3年9月3日

イ 65KL燃料地下タンク：令和3年11月5日

ウ 85KL燃料地下タンク：令和3年11月5日

(3) 気密検査方法

気密検査の方法は、微加圧法又はその他法令で定められた方法とし、実施前に監督官より承認を得るものとする。

(4) 作業資格

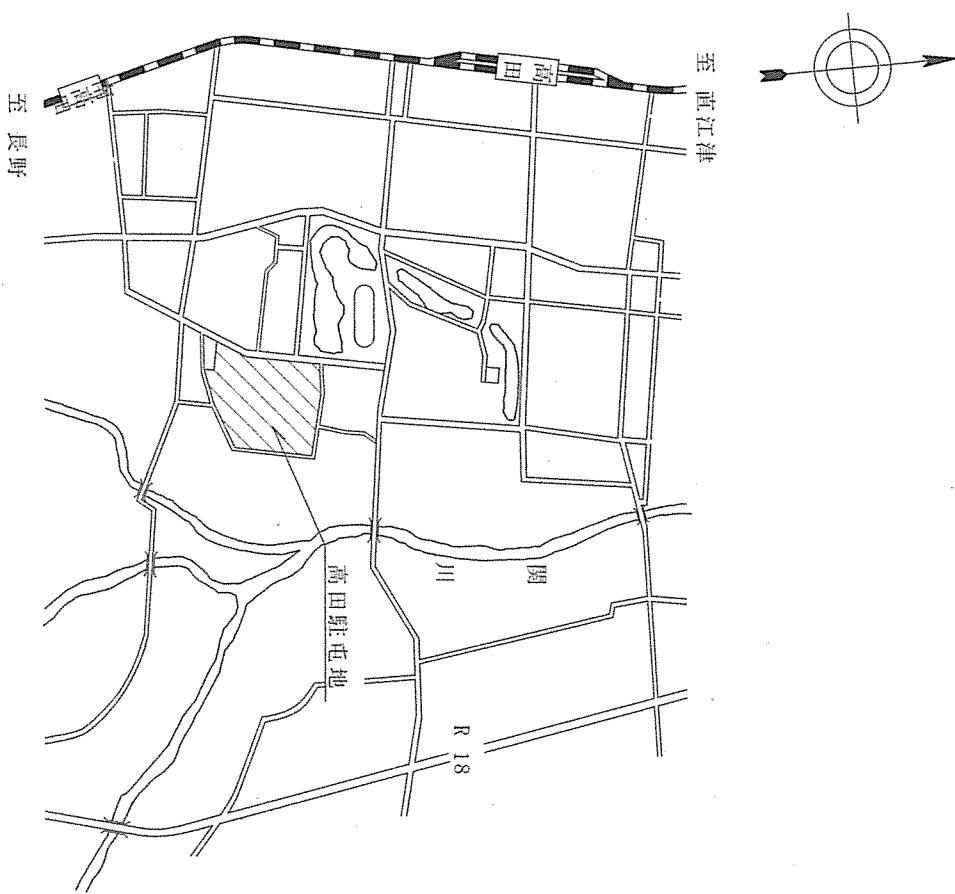
請負者は「地下タンク等に係る定期点検技術者講習」を修了した者を作業者に充てるものとし、作業前に当該講習修了証を監督官に提示するものとする。

(5) 検査結果の報告

気密検査完了後、その結果を「検査実施結果報告書」に整理の上、検査記録表を添付し、期間内に監督官へ提出するものとする。また、検査に異常があった場合は、異常箇所、内容及び処置方法を記載し、その修繕見積書を添えて監督官へ提出する。

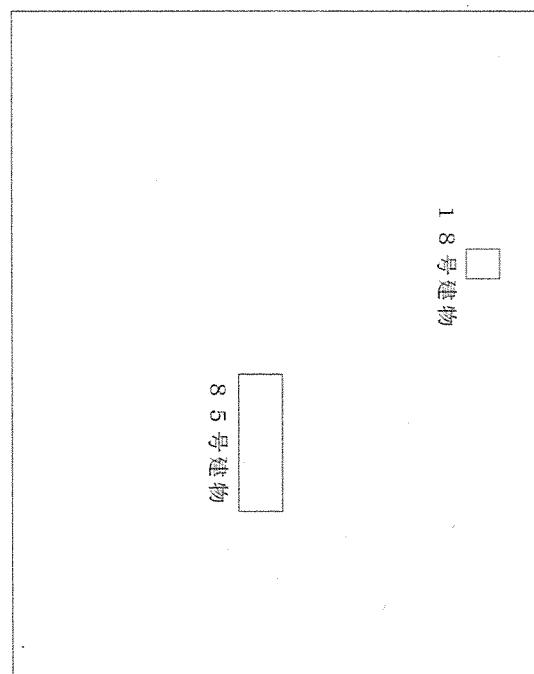
件名	(3)燃料地下タンク埋設管等気密検査役務		
図面	特記仕様書	縮尺	---
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	3/6

案内図 S=1:X



※ 18号建物は、正門から約200m
※ 85号建物は、正門から約500m

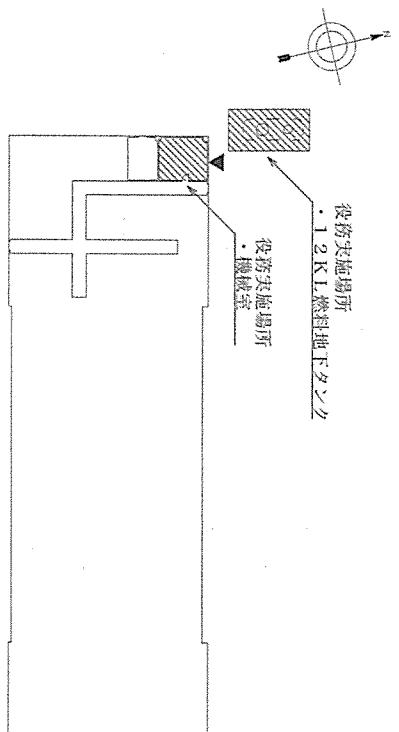
駐屯地配置図 S=1:X



件名	(3) 燃料地下タンク埋設管等気密検査役務
図面	案内図、配置図
縮尺	1:X

高田駐屯地業務管理科

図面番号 4/6



35号建物平面図 S=1/X

気密検査対象配管一覧					
No.	配管名	図記号	呼び径	数量	検査範囲
1	注油管	— 0 —	φ65	約 9m	タンク本体気相部～注油口
2	吸引管	— 05 —	φ 25	約 12m	タンク本体気相部～既設チャック弁
3	返油管	— 0R —	φ 40	約 9m	タンク本体気相部～オイルサービスタンク前フランジ
4	通気管	— 0V —	φ 50	約 8m	タンク本体気相部～通気管末端部

~ 凡例 ~

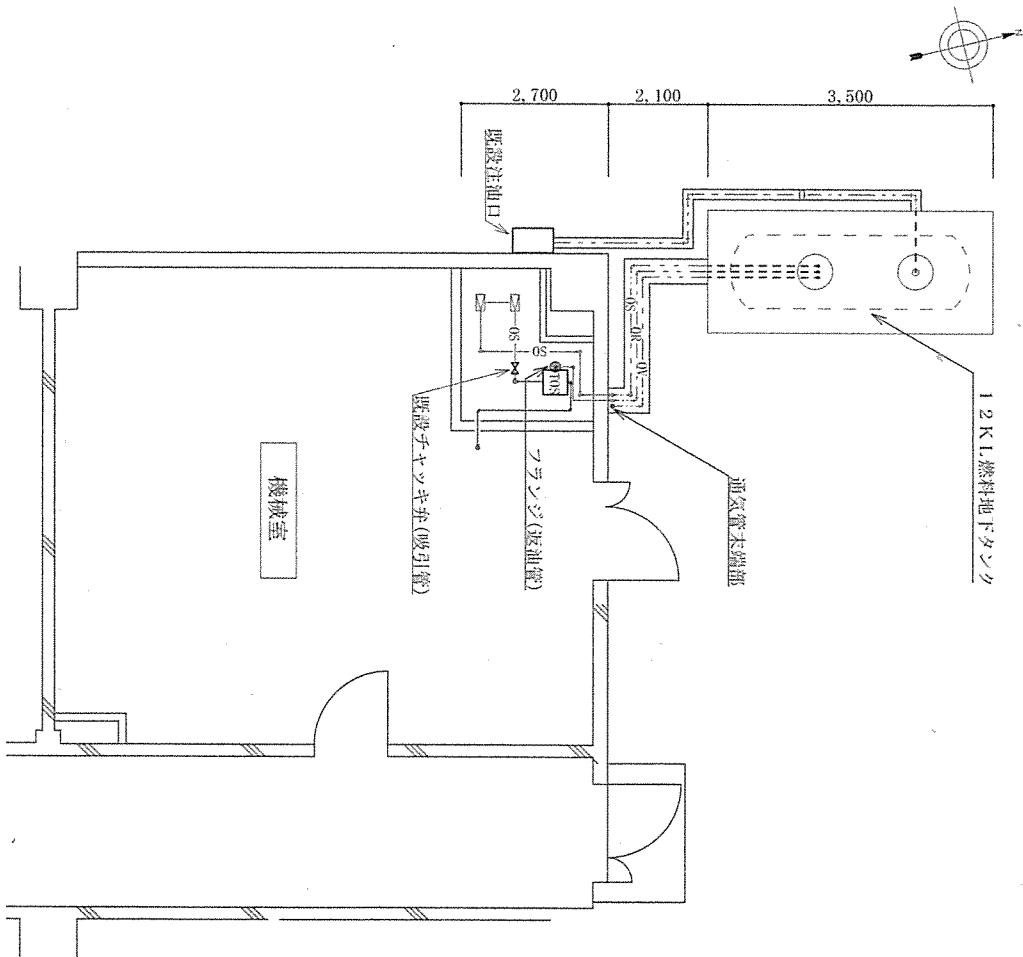
- : 埋設配管
- : U形溝転がし配管
- : 路出配管



: オイルギアポンプ



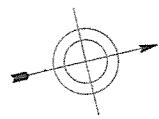
TOS : オイルサービスタンク



燃料地下タンク等平面図 S=1/X

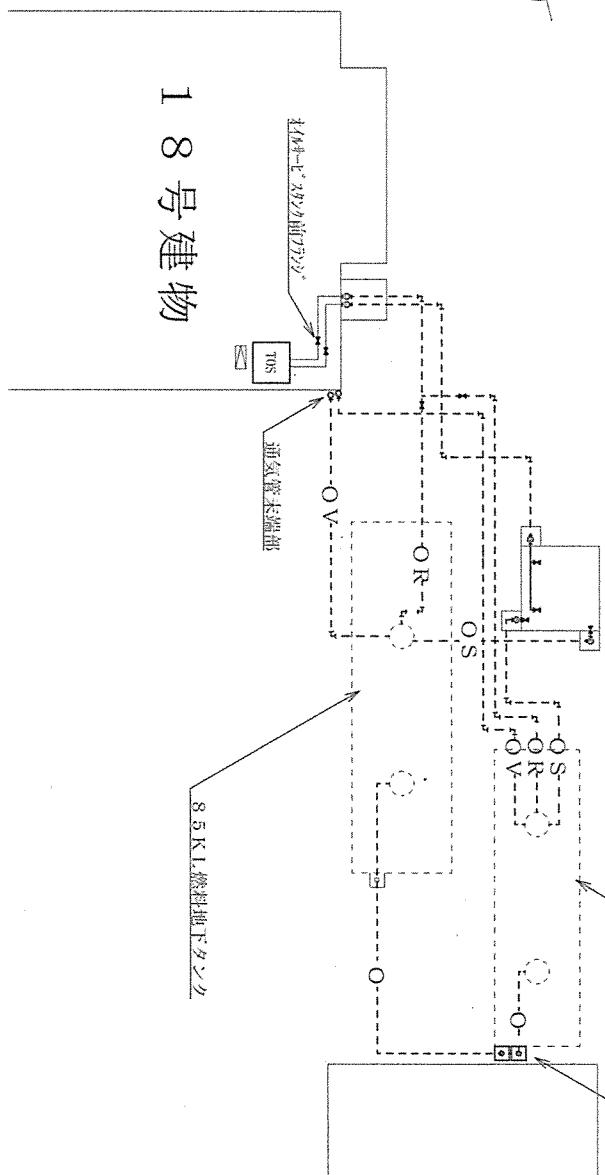
件名	(3) 燃料地下タンク埋設管等気密検査役務
図面	平面図、気密検査対象配管一覧表
縮尺	1:X

6.5KL燃料地下タンク



注油口

18号建物



18号建物平面図 S=1 : X

気密検査対象配管一覧

No.	配管名	圖記号	呼径	数量	検査範囲
1	注油管	— 0 —	φ80	約44m	タンク本体油相部～注油口
2	吸引管	— OS —	φ65	約39m	タンク本体気相部～オイルサービスタンク前フランジ
3	返油管	— OR —	φ100	約44m	タンク本体油相部～オイルサービスタンク前フランジ
4	通気管	— OV —	φ50	約30m	タンク本体油相部～通気管末端部

～凡例～

----- : 埋設配管

—— : 排出配管

□ : オイルギアポンプ

TOS : オイルサービスタンク

件名 (3) 燃料地下埋設管気密検査役務

図面

(3)

配置図

縮尺

1 : X

図面番号	6 / 6
高田駐屯地業務隊管理科	